

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 17 日

大阪税関長 大 内 聡

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
日新製糖株式会社 東京都中央区日本橋小網町14番1号	日新製糖(株)今福工場 大阪府大阪市城東区今福西6丁目8番19号	自 令和 6 年 2 月 1 日 至 令和 12 年 1 月 31 日